

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年9月14日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「県が改修工事に係る（〇〇）工事の成果書全部のうち自然及び環境に関する調査書類（地質・水質含む）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年9月28日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「H23〇〇 経営体 〇〇 環境調査業務 成果報告書」及び「H24〇〇 経営体 〇〇 環境調査業務 成果報告書」（以下これらを総称して「成果報告書」という。）と特定した上で、環境調査業務に関わった関係者の氏名、連絡先及び顔写真が条例第8条第1号及び第4号の非公開情報に該当するとして、当該情報を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年10月9日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成31年4月4日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「枉法行為を確認した。「即」公開をお願いする。」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「水質分析データ表はあるが、本来、水質分析データ表がない為」

と記載されている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求人が開示を求めている公文書は、県が保有する成果報告書のうち、成果報告書に記載されているもの以外の水質分析データの書類と推察される。

〇〇工事については、土地改良法に基づき、自然環境への調和と配慮を行うことが必要なことから、この報告書では、水生生物の生息環境を調査するため水質の計測を行ったものであり、審査請求人が開示を求めている、これ以外の水質分析データは、存在しない。

以上により、本件請求に係る公文書は保有していない。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
平成31年4月4日	諮問
令和6年9月24日 第1部会（第15回）	審議
同年 10月29日 第1部会（第16回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 公文書の特定について

実施機関は、本件請求に係る公文書を、成果報告書と特定して本件処分を行っている。

これに対し、審査請求人は審査請求書において、水質分析データ表はあるが、本来、水質分析データ表がない旨主張しており、成果報告書の他に、成果報告書に記載された水質分析データ以外の水質分析データ表の存在を主張しているものと解されるため、水質分析データ以外の水質分析データ表が本件請求に係る公文書に含まれるか否かを以下検討する。

平成13年の土地改良法（昭和24年法律第195号）改正において、土地改良事業実施の原則として、環境との調和への配慮が追加されたことから、事業の実施に当たっては、環境との調和に配慮した調査、計画、設計、施工等を進めることとされている。

本件の環境調査業務は、土地改良事業の実施に当たり環境との調和に配慮するため、魚介類、植物の生息・生育環境基盤や生息状況の調査を行ったものである。業務の請負者が成果報告書を作成するに当たり、水質を調査した結果を記録した書類を保有しているとしても、発注者である県へ納品する必要があるのは、調査結果をまとめた成果報告書のみであり、成果報告書とは別に作成された水質分析データ表が成果書として納品されていると考えることは合理的ではない。

したがって、実施機関が、本件請求に係る公文書を成果報告書と特定したことについて不合理な点はない。

2 実施機関が成果報告書の一部を非公開としたことについて

本件処分は公文書部分公開決定処分であるが、審査請求人は、実施機関が成果報告書の一部を非公開としたことについて不服を述べておらず、これを争っていないものと認められる。また、当審査会が見分したところ、環境調査業務に関わった関係者の氏名、連絡先及び顔写真は、条例第8条第1号の非公開情報に該当することは明らかであるから、実施機関がこれらを非公開としたことについて不合理な点は認められない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	